三木市三木城下町地区景観形成重点区域自己評価書（重点区域全域）

**重点区域内全ての建築物等を対象とする評価書ですが、三木市三木城下町地区歴史的景観形成地区「指定地区全域」及び「有馬・姫路道景観通り」の評価書も併せて添付してください。**

(1)区域の目標

・町家の伝統的意匠及び街道の景観を保全・継承するため、歴史的なまちなみ景観の

形成を図る。

(2)項目別基準

| 項目 | 基準 | ﾁｪｯｸ欄 | 景観への配慮事項 |
| --- | --- | --- | --- |
| 建　　築　　物 | 壁面の位置 | 隣接する建築物との連続性を確保する。 |  |  |
| 高さ | 階数は２階以下とする。やむを得ず３階とする場合は、周辺景観と調和した建築物の配置及び意匠となるようにする。 |  |  |
| 屋根・庇 | 勾配屋根とする。 |  |  |
| 和瓦葺きとするよう努める。 |  |
| 黒、灰色又はこれに近い色彩の仕上げとする。 |  |
| 全色相、明度５以下、彩度１以下又は明度６以下の無彩色とする。 |  |
| 外壁 | 板張り、漆喰塗り等の伝統的意匠に努める。やむを得ず上記によることができない場合は、周辺景観と調和した素材、色調による和風意匠とする。 |  |  |
| 建具 | 当該通りから見える開口部や格子等は、伝統的な様式、意匠を用いた木製建具とすることが望ましい。やむを得ずアルミサッシ等を用いる場合は、黒色又は褐色とし、和風意匠とする。 |  |  |
| 外構 | 漆喰塗り又は板張りの伝統的意匠とする。 |  |  |
| 建築設備等 | 生垣、花壇等道路や美嚢川沿いの緑化に努める。ただし、町家等で壁面位置が前面道路から後退していない場合はこの限りでない。 |  |  |
| 建築設備等 | 屋上設備を設置する場合は、有馬・姫路道景観通り及び上の丸公園や橋梁等の主要な眺望点から見えにくい位置に設置するとともに、「三木市三木城下町地区景観形成基準における指定地区全域」の「屋根・庇」の基準に準じた色彩とする。 |  |  |
| 掲出物 | できるだけ数を少なくし、意匠及び色彩について、周辺景観と調和させる。 |  |  |
| 工作物 | 突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。 |  |  |
| 基調となる色彩は、「三木市三木城下町地区景観形成基準における指定地区全域」の「屋根・庇」の基準に準じる。 |  |
| 上の丸公園や美嚢川からの眺望を著しく阻害するような位置への配置は避ける。 |  |  |

三木市三木城下町地区景観形成重点区域自己評価書

（景観展望地点から見える建築物等）

**「景観展望地点から見える建築物等」の建築物等を対象とする評価書ですが、「重点区域全域」についても評価してください。**

(1)区域の目標

・地区の歴史的なまちなみ景観である伝統的意匠を有する特徴的な景観を展望することができることから、そこから見える建築物等の景観を積極的に保全し、次世代への継承を目指す。

(2)項目別基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | ﾁｪｯｸ欄 | 景観への配慮事項 |
| 建　　築　　物 | 高さ | 階数は２階以下とする。 |  |  |
| 屋根・庇 | 和瓦葺きとする。 |  |  |
| 外壁 | 漆喰塗り又は板張りの伝統的意匠とする。 |  |  |
| 建具 | 開口部や格子等は、伝統的な様式、意匠を用いた木製建具とする。 |  |  |
| 掲出物 | 街道の歴史や文化を感じられるような和風のデザインとする。 |  |  |

三木市三木城下町地区景観形成重点区域自己評価書（自動販売機）

(1)区域の目標

・町家の伝統的意匠及び街道の景観を保全・継承するため、歴史的なまちなみ景観の

形成を図る。

(2)項目別基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 基準 | ﾁｪｯｸ欄 | 景観への配慮事項 |
| 位置 | 隣接する建築物の壁面から突出しない位置とする。 |  |  |
| 意匠 | 企業名、商品名等広告を控え、周辺景観との調和を図る。 |  |  |
| 色彩 | 建築物に附帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とする。 |  |  |
| その他 | 覆い、囲い、ごみ箱などの附属物を設置する場合は、位置、意匠、色彩について、周辺景観との調和を図る。 |  |  |